

別表第2（第16条、第22条関係）

種目	基準額	対象者	性能	耐用年数
介護・訓練 支援用具 特殊寝台 （※）	154,000円	1 下肢又は体幹機能障害2級以上である者 2 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「難病患者等」という。）のうち寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
特殊マット （※）	19,600円	1 下肢又は体幹機能障害1級であって常時介護を必要とする者 2 難病患者等のうち寝たきりの状態にある者	褥瘡防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年
特殊尿器 （※）	67,000円	1 下肢又は体幹機能障害1級であって常時介護を必要とする者 2 難病患者等のうち自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
入浴担架	82,400円	下肢又は体幹機能障害2級以上である者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年
体位変換器 （※）	15,000円	1 下肢又は体幹機能障害2級以上であって、下着交換等に当たって、家族等他人の介助を必要とする者 2 難病患者等のうち寝たきりの状態にある者	介助者が障がい者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年
移動用リフト （※）	159,000円	1 下肢又は体幹機能障害2級以上である者 2 難病患者等のうち下肢又は体幹機能に障がいのある者	介護者が重度身体障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除	4年

				く。)	
	訓練いす	33,100円	下肢又は体幹機能障害 2級以上である者	原則として付属の テーブルをつける。	5年
	訓練用ベッド	159,200円	1 下肢又は体幹機能 障害2級以上である 者 2 難病患者等のうち 下肢又は体幹機能に 障がいのある者	腕又は脚の訓練ので きる器具を備えたも の	8年
自立生活支 援用具	入浴補助用具 (※)	90,000円	1 下肢又は体幹機能 障害2級以上であっ て、入浴に介助を必 要とする者 2 難病患者等うち入 浴に介助を必要とす る者	入浴時の移動、座位 の保持、浴槽への入 水等を補助でき、障 がい者又は介助者が 容易に使用し得るも の。ただし、設置に 当たり住宅改修を伴 うものを除く。	8年
	便器 (※)	4,450円 (手すりを含 める場合は 5,400円増 し)	1 下肢又は体幹機能 障害2級以上である 者 2 難病患者等のうち 常時介護を必要とす る者	障がい者が容易に使 用し得るもの(手す りをつけることがで きる。)。ただし、 取替えに当たり住宅 改修を伴うものは除 く。	8年
	T字状・棒状 のつえ	木材(ニス塗 装) 2,200 円 (夜光材付は 410円(全面 夜光材付は 1,200円)増 し。外装に白 色又は黄色 ラッカーを使 用した場合は 260円増し) 軽金属(塗装 なし) 3,000円 (夜光材付は 410円(全面 夜光材付は 1,200円)増 し。外装に白 色又は黄色 ラッカーを使 用した場合は 260円増し)	平衡機能又は下肢若し くは体幹機能障害で必 要と認められた者	歩行時に体を支え安 定させるためのもの	3年
	移動・移乗支 援用具 (※)	60,000円	平衡機能又は下肢若し くは体幹機能障害を有 し、家庭内の移動等 において介助を必要と する者	おおむね次のような 性能を有する手す り、スロープ等であ ること。 ア 障がい者の身体 機能の状態を十分 踏まえたもので あって、必要な強 度と安全性を有す	8年

			るもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	
頭部保護帽	レディメイド、スポンジ・革を主材料に製作 12,160円 レディメイド、スポンジ・革・プラスチックを主材料に製作 29,400円 オーダーメイド、スポンジ・革を主材料に製作 15,200円 オーダーメイド、スポンジ・革・プラスチックを主材料に製作 36,750円	1 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害で必要と認められた者 2 てんかん等による転倒の危険性が高い知的・精神障がい者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの	3年
特殊便器	151,200円	1 上肢機能障害2級以上である者 2 難病患者等のうち上肢機能に障がいのある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
火災警報器	15,500円	身体障害の等級が2級以上の者又は重度の知的障がい者で、いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る（1世帯2台を限度とする。）。	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年
自動消火器	28,700円	身体障害の等級が2級以上である者若しくは重度の知的障がい者又は難病患者等で、いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯である場合に限る。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年
電磁調理器	41,000円	視覚障害2級以上の者で視覚障がい者のみの	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年

			世帯及びこれに準ずる世帯		
	歩行用時間延長信号機用小型送信機	7,000円	視覚障害2級以上である者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400円	聴覚障害2級以上の者で聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯	音、声音等を視覚、触覚等によって知覚できるもの	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500円	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年
	ネブライザー（吸入器）	36,000円	1 呼吸器機能障害3級以上である者又は同程度の身体障がい者であって医師の意見書により必要と認められるもの 2 難病患者等のうち呼吸器機能に障がいのある者	障がい者等が容易に使用し得るもの	5年
	電気式たん吸引機	56,400円	上記に同じ	障がい者等が容易に使用し得るもの	5年
	酸素ボンベ運搬車	17,000円	医療保険における在宅酸素療法を行う障がい者	障がい者が容易に使用し得るもの	10年
	盲人用体温計（音声式）	9,000円	視覚障害2級以上の者で視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	障がい者が容易に使用し得るもの	5年
	盲人用体重計	18,000円	視覚障害2級以上の者で視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	障がい者が容易に使用し得るもの	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	157,500円	難病患者等のうち人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	98,800円	1 音声機能若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由者であって、発声又は発語が著しく困難なもの 2 言語療法士等の意見書により必要と認められる知的障がい者	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	5年
	情報・通信支援用具	100,000円	視覚障害2級以上又は上肢機能障害2級以上である者	障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト 1 視覚障がい者画面拡大ソフト、	—

			画面音声化ソフト 2 上肢機能障がい者 インテリキー、ジョイスティック	
点字ディスプレイ	383,500円	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障がい者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障がい者であって、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年
点字器	標準型 A 32マス 18行、両面書真鍮板製 10,400円 B 32マス 18行、両面書プラスチック製 6,600円	視覚障害2級以上である者	触覚で識別できる凹凸点を組み合わせ構成される点字を打つための用具（価格は点筆を含む。）	7年
	携帯型 A 32マス 4行、片面書アルミニウム製 7,200円 B 32マス 12行、片面書プラスチック製 1,650円			5年
点字タイプライター	63,100円	視覚障害2級以上である者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機 85,000円	視覚障害2級以上である者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年
	再生専用機 48,000円		音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	
視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800円	視覚障害2級以上である者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化し	6年

			た情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	
視覚障害者用拡大読書器	198,000円	視覚障がい者であつて、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年
盲人用時計	触読式 10,300円 音声式 13,300円	視覚障害2級以上である者（音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10年
視覚障害者用物品識別装置	40,000円	視覚障害2級以上である者	触覚だけで識別できない類似した形状の物品を音声等により識別を可能にする機能を有し、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年
聴覚障害者用通信装置	71,000円	聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障がいを有する者であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用し得るもの	5年
聴覚障害者用情報受信装置	88,900円	聴覚障がい者であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年
人工喉頭	笛式 5,000円 (気管カニューレ付とした場合は3,100円増し)	喉頭摘出をした音声又は言語機能障がい者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4年
	電動式 70,100円		顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年

		埋込型用人工鼻 月額 23,100円	音声言語機能に障がい を有し、常時埋込型の人工鼻を使用する者	障がい者が容易に使用し得るもの	—
	点字図書	点字図書価格から一般図書の購入価格相当額を控除した額	主に情報の入手に点字 によっている視覚障がい者	点字により作成された図書	—
排泄管理支援用具	ストマ用装具	蓄便袋 月額 8,600円	直腸の切除により人工 肛門を造設した直腸機能障がい者	低刺激性の粘着剤を使用した密閉型又は下部開放型の収納袋（ラテックス製又はプラスチックフィルム製）	2月を一単位として、最長6月まで可能
		蓄尿袋 月額 11,300円	膀胱の切除により人工膀胱を造設したぼうこう機能障がい者	低刺激性の粘着剤を使用した密閉型の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの（ラテックス製又はプラスチックフィルム製）	
		紙おむつ 月額 12,000円	次のいずれかに該当する障がい者 1 直腸又はぼうこう機能障がい者でストマの著しい変形若しくはストマ周辺の皮膚の著しいびらんのためストマ用装具の使用が困難なもの 2 直腸又はぼうこう機能障がい者で先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のあるもの 3 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難なもの	障がい者が容易に使用し得るもの 価格は、紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿、浣腸用具等衛生用品を含む月額	
		収尿器 男性用・普通型 7,700円 男性用・簡易型 5,700円 女性用・普通	高度の尿機能障害	男性用 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製 女性用 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するも	1年

		型 8,500円 女性用・簡易型、採尿袋20枚を1組とする。 5,900円		の 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿管付 価格は1ヶ所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具 (※)	200,000円 ※住宅改修費の給付は原則1回とする。	1 下肢、体幹又は非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する身体障がい者であって障害程度等級3級以上であるもの（ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上のもの） 2 難病患者等のうち下肢又は体幹機能に障がいのある者	障がい者の住居における移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うものとする。なお、給付対象の範囲は次のとおりとする。 1 手すりの取付け 2 段差の解消 3 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 4 引き戸等の扉への取替え 5 洋式便器等への便器の取替え 6 その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	—

(注)

- 1 非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 介護保険制度対象者が種目欄に（※）ついた用具を申請する場合には、介護保険制度を優先する。